

第15回市町村対抗子ども駅伝大会

運営等業務委託事業者選定にかかる実施要領

第1条 目的

この実施要領は、第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務を委託するにあたり、発注の透明性・競争性を高めるため、価格のみによる競争ではなく、企画、運営の業務の専門的知識及び経験を有する事業者から企画提案書の提出を求め、その中から最適な提案者を選定・特定するため、その体制及び事務処理の内容について定める。

第2条 業務内容

- 1 業務名 第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託
- 2 募集する業務の内容
 - ◇第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託
 - (1)大会備品及び会場設営の手配に関する事。
 - (2)開会式・閉会式運営業務に関する事。
 - (3)大会記録計時の手配に関する事。
 - (4)参加賞の手配に関する事。
 - (5)役員用弁当の手配に関する事。
 - (6)本大会を盛り上げるための自主提案に関する事。
 - (7)廃棄物の処理に関する事。
 - (8)その他、市町村対抗子ども駅伝実行委員会が指示する業務に関する事。
- 3 提案方法 単独提案による
- 4 委託料上限 3,950千円(消費税及び地方消費税を含む)

第3条 市町村対抗子ども駅伝実行委員会の役割

市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)は以下の事項について確認等を行う。

- ①参加意向申出書(様式1)、参加意向申出書記載事項変更届出書(様式1-2)、参加資格調書(様式2)及び誓約書(様式3)の受理及び確認並びに結果の通知。
- ②企画提案書(様式4、様式4-1、4-2)に係る評価基準等の作成。
- ③企画提案書(様式4、様式4-1、4-2)の受理及び結果の通知。

第4条 提案資格を有する者の選定基準

- 1 実行委員会は、参加意向申出書(様式1)、参加資格調書(様式2)及び誓約書(様式3)を提出する者に対して、下記の要件を備えた者を提案資格者として選定する。なお、提案資格者として選定した後に、これらの要件を満たさないこととなった場合は、失格とする。
 - (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2)国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (3)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (4)平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - (5)平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない

者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の措置を受けていない者であること。
- (9) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加有資格者で、主たる営業種目を「Q5（広告・イベント業務）」で登録しており、県内に事務所を置く者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (10) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあつて、その相手方が上記（ア）から（オ）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (キ) 本契約に係る下請け契約等にあつて、（ア）から（オ）のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除く。）において、実行委員会が実行委員会との契約の相手方に対して請負契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) 契約締結後、契約の相手方が（10）（ア）から（キ）のいずれかに該当すると認められるとき、または、下記の場合には契約を解除することがある。なお、この場合、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。
 - (ア) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を実行委員会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条）に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

- イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

3 参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書を提出した者は、参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出しなければならない。

第5条 提案資格にかかる選定結果の通知

実行委員会は、前条により選定した結果を提案資格確認結果通知書（様式5）により、参加意向申出者に通知する。

第6条 非選定理由の説明申請

- 1 前条により、提案資格を有しない旨の通知を受けた参加意向申出者は、その理由の説明を求めることができるものとする。
- 2 前項の説明を望む参加意向申出者は、提案資格確認結果通知書（様式5）の通知日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、実行委員会に書面により提出しなければならない。
- 3 実行委員会は、前項の書面の提出があった場合、非選定・非特定理由説明書（様式8）により選定されなかった参加意向申出者に回答しなければならない。

第7条 企画提案書の内容及び受理等

- 1 企画提案書の内容等については、別添業務仕様書によるものとする。
- 2 提案者から、企画提案書の提出があれば、実行委員会は内容を精査のうえ速やかに受理する。
- 3 実行委員会は、受理した企画提案書を次条に規定する審査会に提出し評価を依頼する。

第8条 審査会の設置及び運営

実行委員会は、企画提案書に関し、提案者の企画力及び運営力等の審査を行うため、別紙1「第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託事業者選定審査会設置要領」に基づき、審査会を設置する。

第9条 企画提案書にかかる評価等

- 1 審査会は、第7条により提出された企画提案書について別紙2「第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託事業者選定審査要領」により評価を行う。
- 2 審査会は、前項により評価した合計点が最高の企画提案書を最も優れた企画提案書に選定する。
- 3 審査の結果、最高点が複数の場合は、審査会で協議のうえ最も優れた企画提案書を選定する。

第10条 提案者への通知

- 1 前条第2項又は第3項の規定により最適と特定された提案者に対して、実行委員会は特定通知書（様式6）により通知するとともに、特定されなかった提案者に対して、非特定通知書（様式7）により通知する。

2 企画提案書等は、提案者に返却しないものとする。

第11条 非特定理由の説明申請

- 1 第9条の審査の結果、特定されなかった提案者は、その理由の説明を求めることができるものとする。
- 2 前項の説明を望む提案者は、非特定通知書の通知日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、実行委員会に書面により提出しなければならない。
- 3 実行委員会は、前項の書面の提出があった場合、非選定・非特定理由説明書（様式8）により提案者に回答しなければならない。

第12条 契約

地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

第13条 その他

この要領に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は実行委員会が定めるものとする。

第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託 事業者選定審査会設置要領

(趣旨)

第1条 第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託にかかる業務委託候補者(以下「委託候補者」という。)の選定にあたり、適正な審査を行うため、第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 企画提案書の審査に関する事項
- (2) 最優秀者の選定に関する事項
- (3) その他、実行委員会が必要と認める事項

(委員)

第3条 審査会の委員定数は5名以内とする。

- 2 委員は、実行委員会委員とし、必要に応じて外部委員を加えることができる。
- 3 委員の任期は、前条の事務が終了するまでとする。

(委員長)

第4条 審査会に委員長をおき、実行委員会事務局長を委員長とする。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総括し、会議の議長を務める。
- 3 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じて、実行委員会会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委員長又は当該委員の承認を得て、代理の者を出席させることができる。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 5 会議の議事は公開しない。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に第2条の事務を執行しなければならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、実行委員会事務局において行う。

(職務上の秘密保持)

第8条 委員及び関係職員は、本件審査に関し職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月8日から施行し、審査会の目的を達成した時点で廃止する。

審査会委員名簿

| | 氏名 | 職名 |
|-----|-------|---|
| 委員長 | 木村 茂和 | 市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会委員 奈良県くらし創造部スポーツ振興課長 |
| 委員 | 森本 佳延 | 市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会委員 (公財) 奈良県体育協会専務理事兼事務局長 |
| 委員 | 熊本 光伸 | 市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会委員 橿原市魅力創造部スポーツ推進課長 |
| 委員 | 阪口 一志 | 市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会委員 市町村社会体育事務担当者連絡協議会会長 奈良市市民活動部スポーツ振興課主務 |
| 委員 | 上田 忠和 | 外部委員 (一財) 奈良陸競技協会副会長 |

市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託事業者選定審査要領

1 趣旨

この要領は、市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託の委託候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な手順等を定めるものである。

2 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書及び添付資料（会社概要を含む）に係る書類審査及びプレゼンテーション（審査委員によるヒアリングを含む。）審査により行う。
- (2) 審査における審査項目、審査基準、配点及び評価ウェイトは、別紙のとおりとする。
- (3) 審査委員は、評価基準及び下記の採点基準に従い、各評価項目別に 5 点満点で採点を行うものとする。

| 採点基準 | 基本点数 |
|---------|------|
| 大変優れている | 5 点 |
| 優れている | 4 点 |
| 普通 | 3 点 |
| やや劣っている | 2 点 |
| 劣っている | 1 点 |

- (4) 採点の結果得られた基本点数は、評価項目ごとに、当該評価ウェイトに基づき換算を行うものとし、これらの点数の総和（満点は 100 点）を以て、各企画提案書の評価点とする。

3 事業者の特定

各審査委員による評価点を合計し、最高点を獲得した企画提案書を最も優れた企画提案書に特定する。なお、審査の結果、最高点の企画提案書が複数の場合は、審査会で協議のうえ、最も優れた企画提案書を特定する。

提案者が 2 者に満たない場合は、評価基準による評価点が 6 割以上であり、かつ契約の相手方として適当であると審査会で承認されれば特定することができることとする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。